

平成28年度議会改革特別委員会行政視察報告書

- 【視察日】 平成28年10月13日(木)～14日(金)
【視察委員】 委員長：大石 信生・副委員長：植田 裕明
遠藤 久仁雄・山根 一・大石 保幸・萩原 麻夫・岡村 好男
【視察先】 茨城県取手市・東京都荒川区
【調査事項】 議会改革への取り組み

《取手市議会》 人口 109,059 人 議員定数 26 人
議会改革度 2015 第 21 位 (早稲田マニフェスト研究所)

議員間の自由討議

- ・委員会での質疑終了後、討論の前に委員長が自由討議あるか確認し、一人でも請求があれば行っている。
- ・討論も1議案につき3回まで(①反対→①賛成→②反対→②賛成→…)おこなっている。討論2回制(反対→賛成)だと後者が有利になるため改めた。3回制については、議会基本条例にも明記されている。

【本市への反映】

- ・本市でも、議員間自由討議については議員の資質向上に繋げるためにも積極的に実施していきたい。

正副議長志願者の所信表明

- ・議会基本条例に明記し、本会議で実施している。

【本市への反映】

- ・選ばれる議員がどんな議員なのか、これまでどのような姿勢で取り組んできたか、またどんなビジョンを持ってこれからの議会運営を行なおうとしているのか強く宣言して欲しい。開かれた議会にするためインターネット中継も必要。
- ・明確なルールを決めて、議会基本条例に明記し、取手市議会のように本会議の中で実施されるよう反映していきたい。

予算審査特別委員会

- ・予算・決算とも委員は8人で設置。会派ごとでの選出だが、予算・決算とも同一人物が選出される会派もある。一般会計のみ分割付託とならないよう特別委員会で審査をし、特別会計は常任委員会で審査をしている。

【本市への反映】

- ・補正予算を常任委員会で審査している本市の状況を続けるのであれば、一つの常任委員会で審査できる特別会計については、取手市議会の方法を反映することも検討材料の一つとなり得る。

電子表決システム

- ・平成19年に市民から議員の賛成・反対の立場を明確にするよう本会議場への電子表決システム導入の請願及び陳情が提出され、いずれも採択した。
- ・導入に向け、委員会視察旅費を5年間凍結して導入費用に充て、平成22年から導入した。(各議員席に表決ボタン、議場内モニター4台)

【本市への反映】

- ・議案に対してどの議員が賛成で、どの議員が反対かが一目でわかる仕組みになっており、傍聴者やインターネット中継を閲覧している人にとっても非常にわかりやすく親切であるため、導入について検討したい。

議会報告会

- ・年2回開催。参加者をグループ分けし車座による意見交換を実施している。
- ・今年は高校生の参加もあった。
- ・参加者から出た意見は、各常任委員会へ振り分け委員会で協議し、次回にフィードバックする。

【本市への反映】

- ・本市のタウンミーティングではグループ分けを実施したことはないので、広報広聴委員会を中心に検討し、反映していきたい。
- ・車座による意見交換を行い、「開かれた議会を市民に」を合言葉で市民の声を収集し、市政につなげられるよう努力する。
- ・選挙権年齢が引き下げられたこともあり、議会が「主権者教育」の一翼を担う意味でも、高校生の参加についても反映できればと思う。

●その他の取り組みや意見

会議録反訳音声入力システム

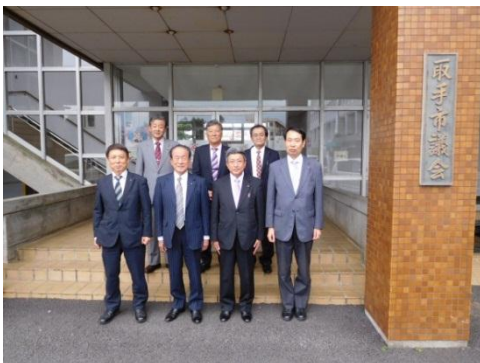
- ・会議録については、以前は業者に委託していたが、本会議・委員会での発言が適正であるか否かを即時に判断できるよう、音声入力システムを導入している。
- ・反訳を事務局職員が行うことで委託料は節約されたが、職員の負担は増えた。

市民ファースト

- ・委員会において、傍聴人からの発言要請があれば委員会に諮って認めている。
- ・市議会は、市民に一番近い位置にあり、会派を問わず「市民にすべてを知っていただく」よう最大の努力を払っている姿「市民ファースト」の考え方は、大いに参考になった。

議会事務局職員

- ・議会事務局21年目（合併前含む）の職員が存在。議会に精通しており、事務局が、議会運営・一般質問のあり方等々率直に、客観的に意見具申をしている。
- ・議員と事務局が一体となって取り組んでいる姿に、強烈な好印象を持った。本市の事務局も「議員の質の向上に向かって」積極的に意見を発して欲しい。
- ・議会事務局には、物事に精通したプロパー職員が必要と痛感した。



《荒川区議会》 人口 210,175 人 議員定数 32 人

通年議会

- ・ 地方自治法第 102 条第 2 項で定める「通年議会」を平成 26 年 5 月から導入。
（改正法型は使い勝手がよくないと考え従来法型とした）
- ・ 議会基本条例第 12 条で「年 1 回」と規程。
- ・ 会期は、5 月初頭に招集、翌年 4 月 30 日まで。（実施要綱第 2 条）
- ・ 本会議の種類は、①開会会議 ②〇月会議（2 月、6 月、9 月、11 月）
③緊急会議 ④閉会会議

〈メリット〉

- ・ 議会の主体性の発揮（災害時、緊急事態などに機動的に対応が可能）
…北朝鮮に対する抗議決議を可決した。（H28 年 1 月 14 日）
- ・ 専決処分を事実上回避できる…緊急会議を開会し「日切れ法案」に基づく条例改正を議決した。（H27 年 3 月 30 日）
- ・ 各種団体と意見交換をして予算要望に汲み上げたりして、議員の意識改革につながった。
- ・ 「発言できる人でなければ生き残れない」などの変化が起こっている。

〈デメリット〉

- ・ 特になしとのこと。
- ・ 通年だからといって、年間ずっと時間に縛られることはない。

〈影響〉

- ・ 従来から「定例会閉会中における委員会継続審査・調査の申し出」を議決して年間を通じて委員会を開催していたため執行部（議会事務局含む）の事務処理の負担も増えていない。
- ・ H19 から費用弁償を廃止していたため経費も増えていない。
- ・ 兼職の議員がいなかったから通年にしやすかった。
- ・ 通年といっても従来と同じように年 4 回の会議なので、オンとオフの切り替えはできる。

【本市への反映】

- ・ 通年とすれば、各委員会の閉会中継続調査の議決も必要なく、専決処分も最小限となる上、緊急の場合も対応が可能となり、さらに議長の権限も強化される。導入については、多くの側面からの検討や先進事例をさらに研究していくべき。
- ・ 専決処分の乱発や災害時における緊急対応等、必要に応じて議会側が主体的に本会議や委員会を開くことができることから早急に検討したい。併せて議員報酬の全般的な考え方を議員間で大いに討議していくべき。
- ・ 費用弁償の廃止や議員報酬のあり方について総合的に検討する時期にきていると痛切に感じた。

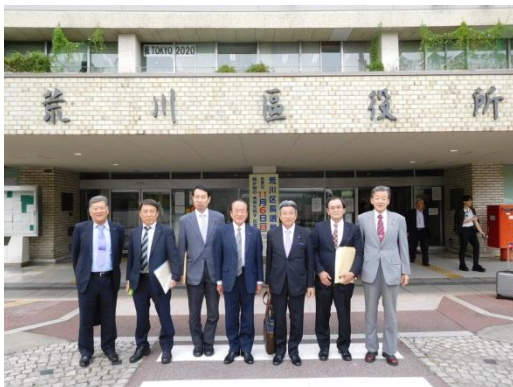
予算特別委員会

- ・ 委員は、議長を除く全議員（31 名）。分科会方式にする議論はなかった。
- ・ 議長の委員会への出席を求めるものとする。
- ・ 正副委員長及び 6 名の理事をもって理事会を構成する（理事は各会派の構成人員の按分により選出）

- ・補正予算は特別委員会ではなく、総務企画常任委員会へ付託している。
- ・審査日程は8日間（1日4時間）
- ・一般会計の款項目順に歳出から審査（歳入は後）。その後特別会計（3本）
- ・討論は、持ち時間に含まれるので委員会では行わず、本会議でそれぞれの会派が討論する。（1時間以上かかる）
- ・予算も決算も全員参加型。全員が審議に参加したいからこの方式で実施している。委員会での採決を本会議でひっくり返せないのかについては、委員会は委員会、本会議は本会議と割り切って進行している。
- ・委員長報告は31人が参加しているので総括質疑の内容を報告している程度。

【本市への反映】

- ・審査時間を1日4時間とすれば執行部の拘束時間を減らすことができる。ただし、委員会の日数は増えるので会期に影響があるので検討課題。
- ・全議員で審査している点は参考にしたい。
- ・全員審査で分科会としないのは「分科会方式だと同時開催とならざるをえないところですよ」との答えは重要と考える。
- ・予算を分割付託しないで特別委員会等で審査している議会のほとんどが分科会方式を選択しているが、荒川区議会は分科会方式を選択せず全員での審査を実施している。本市でも、全議員で審査すべきとの意見があるので参考にしたい。



荒川区議会

